

### ◆業務の概要

スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、各地方公共団体が国のスポーツ基本計画を参酌して定めることが努力義務として規定されています。国の基本計画における重要な目標として「スポーツ実施率の向上」が掲げられています。スポーツは、青少年の体力の向上とともに、他者を尊重し協同する精神、公正さと規律を学ぶ態度、思考力や判断力を育みます。また、人と人、地域と地域の交流の促進、地域の一体感や活力の醸成、心身の健康の保持増進から、長寿社会の実現に不可欠なものといえます。弊社は、こうしたスポーツの力を生かして地域課題を解決する計画づくりを提案します。

### ◆私たちの着眼点

#### ～地域資源の活用と官民連携による地域スポーツの政策立案へ～

スポーツの力を効果的に発揮させるには、単なる実施率の向上にとどまらず、スポーツを「楽しむ」市民を増やすことが重要と考えます。そのため、地域のスポーツ関連団体やトップスポーツチーム、民間企業と連携した政策を立案します。また、健康や教育等の他分野との横断的な取組を提案し、スポーツを通じたまちづくりを支援します。

- ✓ 「スポーツ実施率」の向上をはじめ、「する」「みる」「ささえる」の活動を促す方策として、関心喚起→実行促進→継続支援といった、行動変容の段階を踏まえた取組を提案します。また、女性や働き盛り世代など、実施率が低い世代への取組を重視します。
- ✓ スポーツの多様な効果を意識し、「スポーツ実施率」の向上においては、スポーツを楽しむことを重視し、心身の健康につながる「質」を高めることを大切にします。
- ✓ 地域資源を可能な限り活用することを念頭に、トップスポーツチームや施設の整備状況、スポーツクラブ等の団体の現状や課題を分析します。

スポーツ推進計画の策定に対する考え方のイメージ

